

静岡市の情報公開

令和7年度情報公開制度運用状況報告書

令和8年7月

静岡市総務局総務課

目次

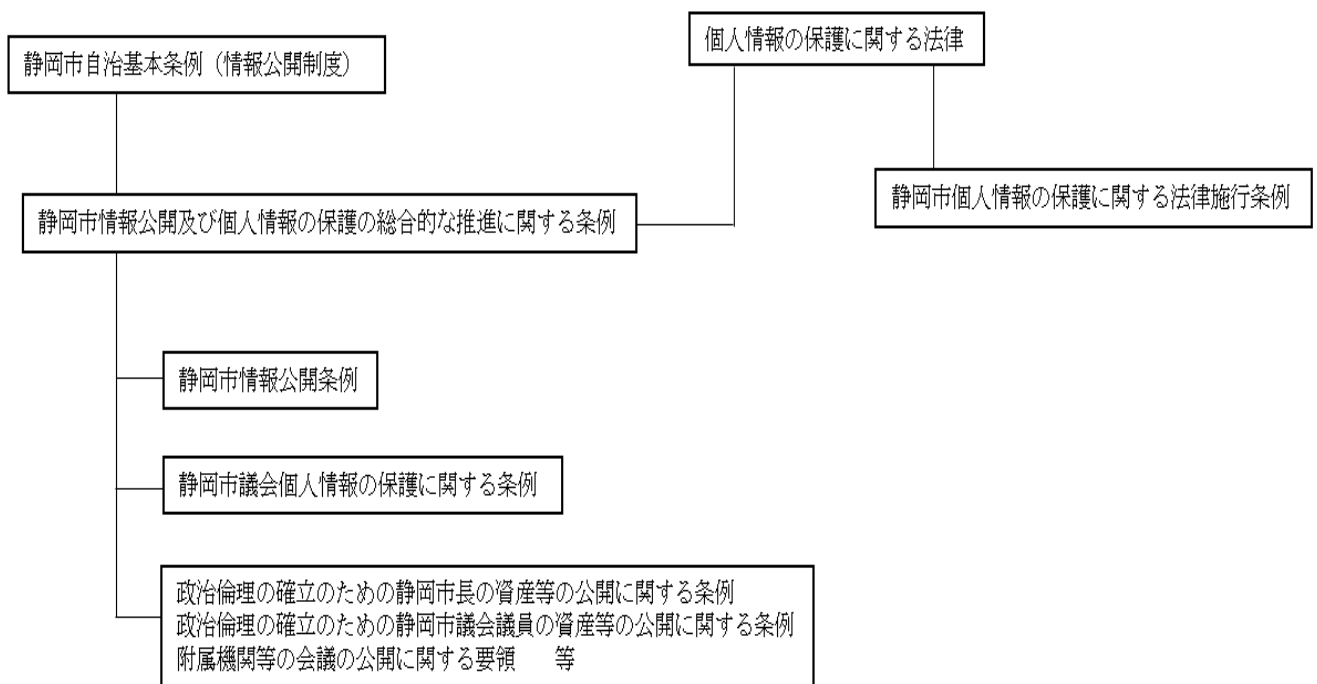
第1	情報公開制度のあらまし.....	2
1	制度の体系	2
2	制度の目的	3
3	「静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例」の概要	4
4	「静岡市情報公開条例」の概要.....	5
5	「個人情報の保護に関する法律」（公的部門）の概要	7
第2	情報公開制度の運用状況.....	9
1	情報公開制度の利用状況.....	9
2	情報提供の状況 ※静岡市行政資料取扱要綱に基づく	9
第3	静岡市情報公開審査会及び静岡市個人情報保護審査会の運営状況	10
1	審査会の開催の状況	10
2	審査会への諮問の状況.....	10
3	審査会の答申の状況	10
4	静岡市情報公開審査会及び静岡市個人情報保護審査会委員（会長以外は、五十音順）	10
第4	静岡市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況.....	11
1	審議会の開催の状況	11
2	審議の内容	11
3	静岡市情報公開・個人情報保護審議会の委員.....	11

第1 情報公開制度のあらまし

1 制度の体系

本市では、「静岡市自治基本条例」において市の情報公開制度（情報公開及び個人情報の保護に関する制度の総称をいいます。）について規定しています。

そして、情報公開制度の基本条例である「静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例」の下に情報公開に関する「静岡市情報公開条例」を配するとともに、併せて個人情報に関しては「個人情報の保護に関する法律」（静岡市議会にあっては、「静岡市議会個人情報の保護に関する条例」となります。）に基づき保護することを定め、情報公開制度を運用しています。



2 制度の目的

「静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例」は、静岡市の情報公開制度の根幹を成す基本条例であり、市民と市が行政情報を共有することによる市政への市民参画の促進を図り、市民の理解及び信頼の下に、公正で民主的な市政を運営していくことを市の基本理念として掲げています。

「静岡市情報公開条例」は、市民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める権利を明らかにし、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにすることにより、市政への市民参加の推進と公正で開かれた市政の発展に資することを目的としています。

「個人情報の保護に関する法律」は、「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

3 「静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例」の概要

(1) 情報公開及び個人情報の保護を総合的に推進し、市民と市が行政情報を共有することによる市政への市民参画の促進を図り、もって、市民の理解及び信頼の下にある公正で民主的な市政の発展に資することを市の基本理念としています。(第1条)

(2) 情報公開を推進するため、市が保有する情報の公開、提供及び公表並びに附属機関等の会議の公開について規定しています。(第9条、第10条、第11条、第12条関係)

(3) 個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人の権利利益が侵害されることのないよう、適正に保護されなければならないことを明らかにしています。

また、静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならないことについても明らかにしています。(第5条、第13条関係)

(4) 市が保有する情報の適正管理に関する制度整備や情報公開制度の改善等について規定することとしています。(第15条、第16条関係)

(5) 情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進を図るため、静岡市情報公開・個人情報保護審議会を設置することとしています。(第18条関係)

また、特定個人情報保護評価の結果を記載した書面について意見を述べるため、同審議会に部会を設置することとしています。(第23条の2関係)

4 「静岡市情報公開条例」の概要

(1) 実施機関（第2条第1項）

この制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会並びに本市が設立した地方独立行政法人です。

(2) 対象となる公文書（第2条第2項）

公開請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録で、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、実施機関が保有しているものです。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものは除かれます。

(3) 請求権者（第5条）

誰でも公文書の公開を請求することができます。

(4) 請求手続及び決定（第6条、第13条）

公文書の公開の請求は、請求書に必要な事項を記載し、実施機関に提出して行います。

実施機関は、請求があったときは、請求書を受理した日から起算して原則15日以内に公開決定等を行い、その旨を書面により通知します。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、この期間を30日以内に限り延長する場合があります。

(5) 公開の実施方法（第11条、第16条、施行規則第6条関係）

公文書の公開は、あらかじめ実施機関が指定した日時に、原則として情報公開の窓口で行います。

(6) 公文書の公開義務（第7条）

公開の請求があった公文書は、公開することが基本原則です。ただし、公文書には公開することにより個人の権利利益を侵害するものや、行政の公正かつ適正な運営を妨げることになるものなどがあるため、それらの情報が記載されている公文書は除かれます。

(7) 第三者の保護（第15条）

公開の請求があった公文書に第三者の情報が記載されているときは、実施機関は、これらの第三者に意見書を提出する機会を与えるなど、公開の決定に当たり、十分な検討を加えなければなりません。

(8) 審査請求及び情報公開審査会（第18条、第20条）

非公開の決定がなされたときなど、公文書の公開の請求に対する決定（処分）について不服があるときは、この決定をした実施機関の上級行政庁等（審査庁）に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができます。

審査請求を受けた審査庁は、「静岡市情報公開審査会」に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

この審査会は、第三者的性格の救済機関で公正かつ客観的な判断をするために設けられた市長の附属機関です。

(9) 他の閲覧制度等との関係（第28条）

他の法令等の規定により公文書の閲覧、縦覧又は写しの交付の手続が定められている場合は、この条例の適用はありません。

(10) 適用除外の公文書（第29条）

この条例は、市立図書館その他の市の機関が市民の利用に供することを目的として管理している公文書については、適用しません。

また、その他の適用除外公文書（公開請求の対象とならない公文書）については、静岡市情報公開条例附則の経過措置で規定しています。この適用除外公文書について、公開の申出があった場合も、これに応じるよう努めるものとしています。

(11) 情報公開の総合的な推進（第30条）

実施機関は、公文書の公開のほか情報公開の総合的な推進を図るため、その保有する情報が適時に、かつ、理解しやすい方法で市民に明らかにされるように情報の提供施策の充実に努めるものとします。

(12) 出資法人の情報公開（第31条）

市が出資している法人で市規則で定めるものは、条例の趣旨にのっとり、その法人が保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるとともに、実施機関は、出資法人に対し、情報の公開に関し、必要な措置を講ずるよう指導することとしています。

(13) 費用負担（第32条）

手数料は、無料です。ただし、写しの交付については、市規則で定める額（単色刷り 1 枚 10円、多色刷り 1 枚50円等）の負担が必要です。

(14) 運用状況の公表（第34条）

毎年、この条例の運用状況を取りまとめ、公表しています。

5 「個人情報の保護に関する法律」(公的部門)の概要

(1) 個人情報(第2条第1項、第61条、第62条、第63条、第64条、第128条)

生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの

○ 保有・取得に関するルール

ア 法令(条例を含む。)の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り保有します。

イ 利用目的について、具体的にかつ個別的に特定します。

ウ 利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できません。

エ 直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人に利用目的をあらかじめ明示します(例外あり)。

オ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しません。

カ 偽りその他不正の手段により個人情報を取得しません。

キ 苦情等に適切かつ迅速に対応します。

(2) 保有個人情報(第60条第1項、第65条、第66条、第68条、第69条、第71条、第5章第4節)

職員が職務上作成し、又は取得した個人情報で、組織的に利用するものとして、保有する文書(地方公共団体等行政文書)に記録されるもの

ア 保管・管理に関するルール

(ア) 過去又は現在の事実と合致するように努めます。

(イ) 漏えい等が生じないように、安全に管理します。

(ウ) 委託先にも安全管理を徹底させます。

(エ) 個人情報保護委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、同委員会に対して報告を行うとともに本人へ通知します。

イ 利用・提供に関するルール

(ア) 利用目的以外のために自ら利用又は提供しません(例外あり)。

(イ) 外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供したうえで、あらかじめ本人からの同意を得ます。

ウ 開示請求等への対応に関するルール

本人からの開示等の請求があった場合はこれに対応します。

手数料は、無料です。ただし、写しの交付については、市規則で定める額(単色刷り1枚10円、多色刷り1枚50円等)の負担が必要です。

※ 法の規定に関わらず、開示決定等は、開示請求があった日から起算して15日以内に行います(例外あり)。

(3) 個人情報ファイル（第60条第2項、第75条）

容易に検索できるように体系的に構成したもの（電子計算機又はマニュアル処理）

○ 作成・公表等に関するルール

個人情報ファイル簿（個人情報ファイルの一覧）を作成・公表します。

(4) 行政機関等匿名加工情報（第60条第3項、第112条、第119条）

個人情報ファイルを匿名加工（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工することをいう。）したもの。国民は、新たな産業の創出等のために、市に対して行政機関等匿名加工情報の提供を提案することができます。

利用にかかる手数料は、静岡市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づいて算定します。

第2 情報公開制度の運用状況

1 情報公開制度の利用状況

(1) 公文書公開請求（情報公開条例）

（単位：件）

年 度	請求件数	処理状況						
		公 開	部分公開	不存在	非公開	取下げ	却下	公開率%＊
令和7	1,059(1,073)	508(511)	297(302)	105(107)	27(28)	103(106)	19(19)	96.8(96.7)
令和6	878(887)	428(431)	210(211)	75(77)	26(26)	105(108)	34(34)	96.1(96.1)
令和5	1,284(1,297)	710(714)	310(313)	87(92)	24(24)	137(137)	16(17)	97.7(97.7)

（ ）は、任意的公開件数を含む件数

＊ 公開率＝（公開＋部分公開）÷（公開＋部分公開＋非公開）×100

(2) 保有個人情報開示請求（個人情報の保護に関する法律）

（単位：件）

年 度	請求件数	処理状況						
		開 示	部分開示	不存在	非開示	取下げ	却下	開示率%＊
令和7	91	23	45	7	0	16	0	100.0
令和6	89	37	25	18	0	6	3	100.0
令和5	59	26	17	10	0	6	0	100.0

＊ 開示率＝（開示＋部分開示）÷（開示＋部分開示＋非開示）×100

※上記の期間において、訂正請求・利用停止請求はありませんでした。

2 情報提供の状況 ※静岡市行政資料取扱要綱に基づく

種別	主な資料	令和7年度実績	
行政資料	統計書、市政概要、市民意識調査、市報、市議会会議録等	行政資料送付数 93件	
		提供先 各市立図書館、県民サービスセンター、県立中央図書館等	
有償刊行物	静岡市統計書、市民文芸等	有償刊行物決定数 6件	
		販売実績	71冊 71,300円

第3 静岡市情報公開審査会及び静岡市個人情報保護審査会の運営状況

1 審査会の開催の状況

- (1) 情報公開審査会の開催回数 7回
- (2) 個人情報保護審査会の開催回数 1回

2 審査会への諮問の状況

- (1) 情報公開条例に係る諮問件数 65件
- (2) 個人情報の保護に関する法律に係る諮問件数 1件

3 審査会の答申の状況

- (1) 情報公開条例に係る答申件数 26件
- (2) 個人情報の保護に関する法律に係る答申件数 0件

4 静岡市情報公開審査会及び静岡市個人情報保護審査会委員（会長以外は、五十音順）

（委嘱期間：令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間）

No	職名	氏名	所属等
1	会長	朝倉 保	静岡県弁護士会
2	委員 (職務代理者)	岡村 真央	静岡県弁護士会
3	委員	小谷 順子	静岡大学人文社会科学部教授
4	委員	佐藤 丈太	静岡県弁護士会
5	委員	竹部 歩美	静岡県立大学国際関係学部教授

第4 静岡市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 審議会の開催の状況

- (1) 審議会の開催回数 1回
(2) 部会の開催回数 1回

2 審議の内容

(1) 審議会の議題

- ア 令和6年度情報公開制度の運用状況の報告
イ 令和6年度個人情報漏えい案件の報告
ウ (仮称) 静岡市公文書等の管理に関する条例について

(2) 部会の審議内容

全項目評価書の第三者点検について

- ア 地方税等管理に関する事務
イ 住民基本台帳に関する事務

3 静岡市情報公開・個人情報保護審議会の委員

- (1) 審議会の委員（会長及び職務代理以外は五十音順、所属等は就任時のものを記載している。）

(委嘱期間：令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間)

No	職名	氏名	所属等
1	会長	蒔山 章	学校法人常葉大学法人本部総務部長
2	委員 (職務代理者)	小西 敦	京都産業大学法学部客員教授
3	委員	石川 茂吏	静岡県弁護士会
4	委員	岩崎 厚子	公益財団法人静岡県看護協議会 静岡地区支部長代理
5	委員	大石 慧	公募
6	委員	大島 英俊	静岡人権擁護委員協議会 静岡市委員会会長
7	委員	斉藤 康博	静岡商工会議所理事
8	委員	鈴木 栄津	しずおか女性の会役員
9	委員	高橋 正人	静岡大学人文社会科学部教授
10	委員	中瀬 龍聖	公募

- (2) 部会の委員及び専門委員（会長以外は五十音順、所属等は就任時のものを記載している。）

(委嘱期間：令和7年7月1日から令和9年6月30日までの2年間)

No	職名	氏名	所属等
1	会長	蒔山 章	学校法人常葉大学法人本部総務部長
2	専門委員	渡邊 貴之	静岡県立大学経営情報学部教授
3	委員	石川 茂吏	静岡県弁護士会
4	委員	小西 敦	京都産業大学法学部客員教授